

# 簡易耐震診断をしませんか？



簡易耐震診断を受ければ、申請した住宅の

- ①耐震性の評価
- ②改善ポイント
- ③耐震改修のアドバイス

などをまとめた「簡易耐震診断報告書」が発行されます。

本診断事業を受けて耐震性が低いと診断された住宅については、住まいの耐震化をご検討ください。

耐震改修工事や建替工事の費用の一部を補助する制度がありますので、是非ご利用ください。

## 1 制度のあらまし

この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、高砂市役所が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するものです。

「簡易耐震診断員」とは、住宅の耐震診断を行うための講習会を受け、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」が一定水準の耐震診断技術を習得したものと証明した者です。

## 2 対象となる住宅

高砂市内にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの<sup>注1) 2) 3) 4)</sup>

注1) 店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限りです。

注2) ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外です。

注3) 「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅については、同法第3条に基づく管理組合の議決等が必要です。

注4) 昭和56年6月以降に増築した住宅は対象外です。

## 3 申し込み手続き

住宅の建築時期のわかるもの（確認申請書のコピー等）を持参のうえ、高砂市（窓口：建築住宅課）へお申し込みください。窓口で簡易耐震診断員名簿のなかから「簡易耐震診断員」を選定していただきます。申請者が選定した簡易耐震診断員を派遣いたします。

## 4 手数料


**戸建住宅は無料**です。長屋・共同住宅の場合はお問い合わせください。

## 5 問合せ先

高砂市都市創造部建築住宅課 079-443-9035

# 住まいの耐震化には大きくわけて4つの補助メニューがあります

※耐震診断の結果「安全でない」と診断された住宅が対象です。

<p>◇住宅耐震改修計画策定費補助 補助額：戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円</p> <p>◇住宅耐震改修工事費補助 補助額：戸建住宅 補助率4/5 限度額130万円</p>	<p>部分型耐震化補助</p> <p>◇簡易耐震改修工事費補助 補助額：戸建住宅 補助率4/5 限度額60万円</p> <p>◇シェルター型工事費補助 対象経費10万円以上50万円未満の場合 補助額：10万円（定額） 対象経費50万円以上の場合 補助額：補助率10/10 限度額60万円※ ※高齢者世帯の住宅は拡充あり</p>
<p>◇地震危険住宅除却工事費補助 補助対象：地震危険住宅の除却工事に要する費用 補助額：補助率23% 限度額50万円</p> <p>◇地震危険住宅建替工事費補助 補助対象：地震危険住宅の除却に要する費用と新たに建築する住宅の建築工事に要する費用 補助額：補助率4/5 限度額115万円 注) 空き家は対象外です。</p>	<p>◇屋根軽量化工事費補助 対象経費50万円以上の場合 補助額：戸建住宅 補助率10/10 限度額60万円</p> <p>◇防災ベッド等設置補助</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div> <p>補助対象：防災ベッド等の設置に要する費用 補助額：10万円/台 参考：ウッド・ラック</p> </div> </div>

注) 各種補助金を受けるには条件があります。また、補助金の交付決定をうけるまでは契約をしないでください。

